

一般社団法人鳥取県バス協会 会長 様
一般社団法人鳥取県ハイヤータクシー協会 会長 様

鳥取県地域づくり推進部長
(公印省略)

貸切バス等利用促進緊急応援補助金交付要綱について (通知)

このことについて、その交付を希望する場合は、下記事項を承知の上、鳥取県補助金等交付規則 (昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。) 第5条の申請書を提出してください。

(担当: 地域交通政策課 長谷川 (電話) 0857-26-7641)

記

1 交付目的

貸切バス等利用促進緊急応援補助金 (以下「本補助金」という。) は、新型コロナウイルス感染症の影響により、団体・グループによる利用が著しく控えられるなど、貸切バス等の稼働率が長期にわたり激減している状況に鑑み、県民の県内貸切バス等利用の需要を喚起するため、一般社団法人鳥取県バス協会及び一般社団法人鳥取県ハイヤータクシー協会 (以下「バス協会等」という。) が行う貸切バス等利用促進事業を緊急的に支援することを目的として交付する。

2 定義

この通知において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 貸切バス 道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第3条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者 (以下「貸切バス事業者」という。) が当該事業の用に供するため用いる乗車定員11人以上の自動車
- (2) 貸切バス等 貸切バス及びジャンボタクシー (道路運送法第3条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者 (以下「タクシー事業者」という。) が当該事業の用に供するため用いる自動車のうち、乗車定員7人以上11人未満のもの (事前に予約を受け付けて、貸し切って利用されるものに限る。))
- (3) 貸切バス等事業者 県内に営業所を有する貸切バス事業者及びタクシー事業者

3 補助金の交付

- (1) 県は、1の目的の達成に資するため、(2)に規定する事業 (以下「補助対象事業」という。) を

行うバス協会等に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(2) 補助対象事業は、バス協会等が実施する貸切バス等事業者が行う(3)の対象事業に係る代金半額割引への助成事業(契約1件あたり20万円を上限とする。)とする。

(3) 対象事業は、次に掲げる要件を全て満たす貸切バス等を利用した移動とする。

イ 利用者が概ね県民であること。概ね同一の利用者が、概ね同一の行程を反復継続して利用するものでないこと。

ロ 別途、鳥取県地域づくり推進部長が指定する日以降に出発し、令和5年2月28日までに帰着する移動であること。

ハ 新型コロナウイルス感染症に関する業界ガイドラインにしたがって、感染防止対策を実施するものであること。

ニ 鳥取県内の移動を原則とすること。ただし、県外移動を伴う行程の場合は次に掲げる要件を全て満たすこと。

(イ) 鳥取県と生活・経済圏を一にしており日常より県民同士の往来がある地域であること。

(ロ) 鳥取県が県民向けに発信している新型コロナウイルスの感染予防に係るメッセージ・お願い事項等(以下「鳥取県からのメッセージ等」という。)において往来に関する注意喚起等がされないこと。なお、鳥取県からのメッセージ等が更新された場合は、その都度、更新後の内容に読み替えるものとする。

(ハ) 鳥取県内の飲食施設、商業施設等に立ち寄ること。

ホ 利用目的は行楽等(例：グループ等での行楽、企業・団体等の研修視察)に限り、学校行事(例：部活動、遠足、修学旅行等)は対象としない。

(4) 本補助金の額は、補助対象事業の実施に係る経費(広報費及び事務費を含む。以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得られた金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)とし、1,700万円を限度とする。

(5) 鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。また、補助対象経費のうち、委託に係る経費については、県内の中小企業者等が実施したものに限る。

4 交付申請

(1) 本補助金の交付申請は、令和4年4月12日(火)までに行わなければならない。

(2) 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(3) 交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでない場合は、3(4)の規定に関わらず、仕入控除税額を含む補助対象経費で交付申請をすることができる。

5 交付決定の時期等

(1) 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

(2) 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(3) 知事は、4(3)の規定による申請を受けたときは、3(4)の規定にかかわらず、仕入控除税

額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

6 承認を要しない変更

- (1) 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。
- (2) 5(1)の規定は、規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。
- (3) 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第2号とする。

7 実績報告の時期等

- (1) 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は令和5年3月15日のいずれか早い日までに行わなければならない。
- (2) 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- (3) 実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- (4) 実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超える場合は、交付決定控除税額）を超える時は、様式第4号により速やかに知事に報告し、その返還命令を受けて、当該超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

8 本補助金の支払い

- (1) 知事は、本補助金を概算払いにより支払うものとする。
- (2) 本補助金は、バス協会等のいずれかの者が代表して交付を受けるものとする。